

福祉プラザしものせき 団体ロッカーの運用について

社会福祉法人 下関市社会福祉協議会

令和7年6月1日現在

(1) 対 象

- ・ 次の条件①及び②を満たす団体、又は③の団体を、福祉プラザしものせき2階 準備室1に設置する団体ロッカーの利用対象とする。

①福祉プラザしものせき利用登録団体

②月2回以上の継続的な福祉プラザしものせきの利用のある団体

③社会福祉法人下関市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が特別な理由があると認める団体

(2) 利用方法

- ・ ロッカーの利用を希望する団体は、福祉プラザしものせき団体ロッカー利用申請書（様式①）を本会に提出する。
- ・ 本会会長から決定通知（様式②）により、許可を得ること。
- ・ 希望する団体が、ロッカーの個数を超えた時は、抽選とする。

(3) 利用に係る諸注意

- ・ 1団体につき、貸出ロッカーは原則1つ
（18区画あるうち1区画：幅約27cm×高さ約54cm奥行約49cm）とする。
- ・ ロッカー等の位置は、社会福祉法人下関市社会福祉協議会（以下、「本会」という）が指定する。
- ・ ロッカーの収納品は、活動のために必要な書類、備品等に限る。
- ・ 上記（2）の申請書において、収納する内容物を提出すること。貴重品や食品等、嚴重な管理や衛生管理を必要とする物は収納できない。
- ・ 貸出ロッカーの鍵及び各団体の収納品は、利用団体の責任において管理する。
- ・ 鍵の複製はできないものとする。
- ・ 準備室1は、施錠していないため、利用団体においてロッカーを施錠すること。
- ・ ロッカーや鍵の破損や紛失、又は、団体ロッカーを利用しないこととなった場合は、速やかに本会に申し出ること。
- ・ 準備室1内にある他の設置物や備品等については、勝手に触れないこと。
- ・ 準備室1に入室する際は、地域福祉課職員等に申し出ること。
（1階 窓口カウンター②、③）

(4) 利用団体の賠償責任

利用団体は、団体ロッカーにおいて次の事項が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

- ・団体ロッカーの利用（収納品の出し入れ）により、本会の管理する建物や、その他物品、資機材等に著しい汚れ、破損等が生じ修繕が必要とみなされたとき。
- ・準備室内の他の備品や、他の団体の収納品に損害を与えたとき。

（５）利用期間と時間帯

- ・利用期間は、年度（４月～３月）を基準とし、１年単位の利用とする。
１年ごとの申請とし、利用の可否を決定する。
- ・利用可能時間 原則として福祉プラザしものせき開館日の月曜日から金曜日の午前９時００分から午後５時００分とする。

※夜間、土、日の利用については、福祉プラザしものせきが開館している時間に限り利用できるものとする。

（６）利用料

- ・ロッカー利用料は無料とする。

（７）免責事項

利用団体が団体ロッカーに収納した物品について罹災、盗難、汚損、品質低下等の損害が発生したときは、その事由の如何を問わず、利用団体に対して本会は一切の責任を負わないものとする。

（８）利用の中止・終了

- 利用団体が上記利用条件を守らず、本会や他団体に損害を与えたときは、会長は利用団体に団体ロッカーの利用を中止させることができる。
- ・利用中止となった場合や、継続利用の抽選に外れた団体は、速やかに収納品を運び出し、当該ロッカーを明け渡すものとする。